

行方不明者発見活動に関する規則
警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、行方不明者発見活動に関する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条～第五条）
第二章 行方不明者届の受理等（第六条～第十一条）

第三章 行方不明者の発見のための活動
第一节 一般的な発見活動（第十二条～第十九条）

第二節 特異行方不明者の発見活動（第二十条～第二十四条の三）

第四章 行方不明者の発見時の措置（第二十五条～第二十九条）

第五章 雜則（第三十条）
附則 第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、個人の生命及び身体の保護

を図るために行う行方不明者の発見のための活動、発見時の措置等（以下「行方不明者発見活動」という。）に關し必要な事項を定めることを目的とする。（定義）

第二条 この規則において「行方不明者」とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であつて、第六条第一項の規定により届出がなされたものをいう。

2 この規則において「特異行方不明者」とは、行方不明者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 殺人、誘拐等の犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれがある者
二 少年の福祉を害する犯罪の被害にあうおそれがある者
三 行方不明となる直前の行動その他の事情に照らして、水難、交通事故その他の生命にかかる事故に遭遇しているおそれがある者
四 遺書があること、平素の言動その他の事情に照らして、自殺のおそれがある者
五 精神障害の状態にあること、危険物を携帶していることその他の事情に照らして、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者
六 病人、高齢者、年少者その他の者であつて、自救能力がないことにより、その生命又は身体に危険が生じるおそれがあるもの

（行方不明者発見活動の基本）

第三条 行方不明者発見活動を行ふに際しては、

次に掲げる事項を基本とするものとする。

一 行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、迅速かつ的確に対応すること。

二 行方不明となつた原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ、必要な搜査を行うこと。

三 行方不明者その他関係者の名譽及び生活の平穀を害することがないよう配慮すること。

四 関係都道府県警察及び警察の各部門が緊密に連携することにより、警察の組織的機能を十分に發揮すること。

（警察本部長）

第四条 警視監、道府県警察本部長及び方面本部長（以下「警察本部長」という。）は、行方不明者発見活動の全般の指揮監督に当たるとともに、警察職員に対する指導教養の徹底等を図り、もつて行方不明者発見活動を効果的に運営する責に任ずるものとする。

（警視監署長）

第五条 警視監署長は、所属の警察職員を指揮監督し、これを相互に連携させるなどにより行方不明者発見活動の適切な実施を確保するものとする（警視監署長）

（警察署長）

第六条 警察署長は、所屬の警察職員を指揮監督し、これを相互に連携させるなどにより行方不明者発見活動の適切な実施を確保するものとする（警察署長）

（警察署長）

第七条 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、当該行方不明者届をした者（以下「届出人」という。）から次に掲げる事項について聴取するとともに、行方不明者を撮影した写真その他の行方不明者発見活動を適切に実施するため必要と認められる資料の提出を求めるものとする。

（行方不明者届の受理時の措置）

第八条 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、その旨を行方不明者発見活動主担当課長を通じて、警察本部長に報告しなければならない。

（報告しなければならない）

第九条 第六条第二項の規定により行方不明者届を受けた警察署長は、自ら行方不明者発見活動を行うことが適当ないと認めるときは、前条第一項の規定により報告した後速やかに、当該行方不明者届に係る事案を当該行方不明者が行方不明となつた時におけるその住所又は居所を管轄する警察署長に引き継がなければならぬ。

（事案の引継ぎ）

第十条 行方不明者届を受理した場合は、届出人に対して、行方不明者が発見された場合に警察がとり得る措置その他の警察が行うものとする。

（事務に従事する者）

第十一條 受理署長は、第七条第一項の規定による聴取の内容、前条の情報及び第三章の規定に

五 前各号に掲げる者のほか、行方不明者の同居者、雇主その他の当該行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者

六 行方不明者発見活動主管課長は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに、当該事項を警察庁生活安全局人身安全・少年課長（以下「警察庁人身安全・少年課長」という。）に報告しなければならない。

七 行方不明者発見活動主管課長は、前項の規定により報告を受けたときは、当該事項に係る記録を整理し、及び保管しなければならない。

八 行方不明者発見活動主管課長は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに、当該事項を警察庁生活安全局人身安全・少年課長（以下「警察庁人身安全・少年課長」という。）に報告しなければならない。

九 行方不明者届は、別記様式の行方不明者届出書により受理するものとする。

（行方不明者届の受理時の措置）

第十条 行方不明者届の受理時の措置は、前項の規定により変更がなされたときは、その旨を行方不明者発見活動主担当課長を通じて、警察本部長に報告しなければならない。

（事案の引継ぎ）

第十二条 第六条第二項の規定により行方不明者届を受けた警察署長は、自ら行方不明者発見活動を行うことが適当ないと認めるときは、前条第一項の規定により報告した後速やかに、当該行方不明者届に係る事案を当該行方不明者が行方不明となつた時におけるその住所又は居所を管轄する警察署長に引き継がなければならぬ。

（事務に従事する者）

第十三条 第六条第二項の規定による引継ぎは、行方不明者届を受けた警察署長は、第一項の規定により引継ぎをする場合においては、あらかじめ警察本部長に報告した後、直接に、又は警察本部長を通じてこれを行わなければならない。

（事務に従事する者）

第十四条 第六条第二項の規定により引継ぎをした警察署長は、速やかに、届出人にその旨を通知しなければならない。

（事務に従事する者）

第十五条 第六条第二項の規定により引継ぎを受けた警察署長は、第一項の規定により引継ぎを受けた後、直接に、又は警察本部長を通じてこれを行わなければならない。

（事務に従事する者）

第十六条 第六条第二項の規定により引継ぎを受けた警察署長は、速やかに、届出人にその旨を通知しなければならない。

（事務に従事する者）

第十七条 第六条第二項の規定により引継ぎを受けた警察署長は、事後に取得した情報の記録及び活用

（特異行方不明者の判定）

第十八条 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、速やかに、行方不明者の氏名、住所その他の警察庁長官が定める事項を、警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」とい

よる行方不明者の発見のための活動を通じて得られた情報に基づき、行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定するものとする。

2 受理署長は、前項の規定により行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定したとき及び特異行方不明者に該当すると判定した者がその後これに該当しないと判定したときは、速やかに、その旨を警察本部長に報告しなければならない。

第三章 行方不明者の発見のための活動

第一節 一般的な発見活動

(警察活動を通じた行方不明者の発見活動)

第十二条 警察職員は、警ら、巡回連絡、少年の補導、交通の取締り、捜査その他の警察活動に際して、行方不明者の発見に配意するものとする。(行方不明者照会)

第十三条 警察本部の行方不明者発見活動を担当する課（隊その他課に準ずるものも含む。）の課長又は警察署長は、行方不明者の発見のため必要があると認めるときは、警察本部長（方面本部長を除く。）を通じて、行方不明者照会（警察庁人身安全・少年課長に対して、第八条第三項の規定により保管する記録のうちから必要な記録を検索し、該当する記録に係る情報を提供するよう求めることをいう。）を行うことがで

きる。

2 警察庁人身安全・少年課長は、前項の規定による行方不明者照会を受けたときは、直ちに第八条第三項の規定により保管する記録を検索し、該当する記録に係る情報を提供するよう求めることをうなづき、その結果を回答しなければならない。

(行方不明者に係る資料の公表)

第十四条 受理署長は、行方不明者の発見のために必要であり、かつ、届出人の意思その他の事情を考慮して適当と認めるときは、行方不明者の氏名、年齢その他の事項を記載した資料を作成し、警察署の掲示場への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2 前項の規定により受理署長が資料を公表する期間は、当該資料に係る行方不明者が発見されたとき又はその死亡が確認されたときの他資料を公表する必要がなくなつたと認めるとともに、資料を公表した日からおおむね三月間と除き、資料を公表した日からおおむね三月間とする。ただし、受理署長は、必要があると認めるとときは、その期間を延長することができる。

2 受理署長は、前項の規定により行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定したとき及び特異行方不明者に該当すると判定した者がその後これに該当しないと判定したときは、速やかに、その旨を警察本部長に報告しなければならない。

第十五条 受理署長は、行方不明者届を受理したときは、これを同項に規定する方法により公表することができる。

(受理票の写しの送付)

第十六条 警察署長は、警ら等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第四条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体であつて身元が明らかでないものについて、その死亡者に該当する可能性のある行方不明者届を受理しているかどうかを確認し、これを体験を作成し、本部鑑識課長に送付しなければならない。

(本部鑑識課長による対照等)

第十七条 本部鑑識課長は、第十五条规定により受理票の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該受理票の写しと第三項の規定により保管する身元不明死体票とを对照する方法により調査を行い、当該受理票の写しに係る行方不明者が当該身元不明死体票に写しに係る行方不明者が当該身元不明死体票に係る死亡者に該当したときは、その旨を当該受理票の写し及び身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならない。

2 本部鑑識課長は、前条の規定により身元不明死体票の送付を受けたときは、速やかに、当該身元不明死体票と次項の規定により保管する受理票の写しとを对照する方法により調査を行つたときは、速やかに、当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した本部鑑識課長に通知しなければならない。

(特異行方不明者手配)

第十八条 警察庁犯罪鑑識官は、前項の規定による通知を受けた本部鑑識課長に規定期定により受理票の写しを整理し、及び保管しなければならない。

第十九条 警察職員は、生活の本拠を離れ、その死体票の送付を受けたときは、速やかに、当該身元不明死体票と次項の規定により保管する受理票の写しとを对照する方法により調査を行つたときは、速やかに、当該受理票の写しを送付した警察署長に通知しなければならない。

(迷い人についての確認)

第二十条 受理署長は、特異行方不明者の発見のため、その行方に関する情報の収集又是必要な

3 受理署長は、届出人その他の関係者から第一項の規定による資料に準じて作成された資料の提供を受けたときは、これを同項に規定する方法により公表することができる。

第十五条 受理署長は、行方不明者届を受理した日から一月を経過しても当該行方不明者届に係る行方不明者が発見されないとときは、受理票の写しを作成し、警察本部の鑑識課長（以下「本部鑑識課長」という。）に送付しなければならない。

(身元不明死体票の作成及び送付)

第十六条 警察署長は、警ら等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第四条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体であつて身元が明らかでないものについて、その死亡者に該当する可能性のある行方不明者届を受理しているかどうかを確認し、これを体験を作成し、本部鑑識課長に送付しなければならない。

(本部鑑識課長による対照等)

第十七条 本部鑑識課長は、第十五条规定により受理票の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該受理票の写しと第三項の規定により保管する身元不明死体票とを对照する方法により調査を行い、当該受理票の写しに係る行方不明者が当該身元不明死体票に写しに係る行方不明者が当該身元不明死体票に係る死亡者に該当したときは、その旨を当該受理票の写し及び身元不明死体票の写しを送付した本部鑑識課長に通知しなければならない。

2 警察庁犯罪鑑識官は、第一項又は第二項に規定する調査により受理票の写しに係る行方不明者届を受理した旨を当該受理票の写しに係る死体票を送付した警察署長に通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知を受けた本部鑑識課長は、当該通知があつた旨を当該受理票の写しに係る死体票を送付した警察署長に通知しなければならない。

4 警察庁犯罪鑑識官は、第一項又は第二項に規定する調査により受理票の写しに係る行方不明者届を当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならない。

5 前項の規定による通知を受けた本部鑑識課長は、当該通知があつた旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならない。

第二十一条 受理署長は、次に掲げるときは、他の警ら等に對して、特異行方不明者の発見を行つてゐるとき。

一 特異行方不明者の立ち回り見込先が判明し、かつ、就業が予想される業種等が判明しているとき。

二 特異行方不明者の立ち回り見込地域が判明し、かつ、就業が予想される業種等が判明しているとき。

3 受理署長は、次に掲げるときは、他の警ら等に對して、特異行方不明者の手配（以下「特異行方不明者手配」といふ。）を行うことができる。

一 特異行方不明者の手配の手続

第二十二条 特異行方不明者の手配は、特異行方不明者手配書により、前条第一号の立ち回り見込先又は第二号の立ち回り見込地域を管轄する警察署長に對して行わなければならぬ。

2 受理署長は、特異行方不明者手配を行う場合においては、あらかじめ警察本部長に報告した後、直接に、又は警察本部長を通じてこれを行わなければならぬ。

3 受理署長は、急を要すると認めるときは、前二項の規定にかかるわらず、第一項に規定する警察署長に對して、電話その他の方法により直接特異行方不明者手配を行つうことができる。この場合においては、特異行方不明者手配を行つた後速やかに、前二項の規定による手続を行わなければならない。

(特異行方不明者手配を受けた警察署長の措置)

第二十三条 警察署長は、特異行方不明者手配を受けたときは、速やかに、次に掲げる特異行方不明者の発見のための活動を行わなければならぬ。

1 立ち回り見込先については、特異行方不明者の立ち回りの有無の調査及び立ち回り見込先の周辺の探索を行うとともに、立ち回り見込先の関係者に對して、特異行方不明者が立

ち回った際ににおける連絡の依頼その他の必要な協力を求めるること。
二立ち回り見込地域については、特異行方不明者の就業が予想される業種の営業所等に対する必要な調査を行うこと。

(特異行方不明者手配の有効期間)

第二十四条 特異行方不明者手配の有効期間は、手配をした日から三月を経過する日までとする。

ただし、受理署長は、継続の必要があると認めるときは、三月ごとにその期間を更新することができる。

(特異行方不明者等DNA型記録の作成等)

第二十四条の二 受理署長は、特異行方不明者について第十八条第五項の規定による通知を受けた場合において、届出人の求めがあり、当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるときは、次の各号に掲げる者から、その同意を得て、当該各号に定める資料（以下「特異行方不明者等資料」という。）の提出を受け、警視庁又は道府県警察本部の科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）に認めるところにより、当該特異行方不明者等資料を送付することにより、当該資料のDNA型鑑定（DNA型記録取扱規則（平成十七年国家公安委員会規則第十五号）第二条第三号のDNA型鑑定をいう。以下同じ。）を嘱託することができる。

一 届出人（次号から第四号までに掲げる者を除く。）当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料であつてDNA型鑑定を用いられるもの

二 当該特異行方不明者の実子 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実子の身体の組織の一部であつてDNA型鑑定に用いられるものの実母 当該特異行方

三 当該特異行方不明者の実父 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実父の身体の組織の一部であつてDNA型鑑定に用いられるもの

四 当該特異行方不明者のDNA型記録

前項の規定による嘱託を受けた科学捜査研究所長は、当該嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型（DNA型記録取扱規則第二条第二号の特定DNA型をいう。以下同じ。）が判明した場合において、前項に規定す

る受理署長から第四項の規定による対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録（以下「特異行方不明者等DNA型記録」という。）を作成し、これを警察庁犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。

科学捜査研究所長は、前項の規定による送信をしたときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消しなければならない。

第二项の規定による送信を受けた警察庁犯罪鑑識官は、速やかに、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消しなければならない。

科学捜査研究所長は、前項の規定による送信をしたときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消しなければならない。

別記様式（第六条関係）（令和元年版）（令和元年3月1日以後の登記用）

空	登記番号	登記事由
空	登記者	登記者（○） 登記者（△）
空	登記年月日時	年 月 日 午前・後 時 分
空	住所	連絡先（ ）
空	請求人	連絡先（ ）
行方不明者	ふりがな	
空	氏名	
空	登記者	年 月 日（ ）男・女

上記の行方不明者について説明をします。

年 月 日
登記番号：
登記人：姓
登記者：
登記者：
登記者：
(行方不明者の関係)

備考 1. 他の欄に記載しないこと。
2. 用紙が大きめ、日本語基準約束と書きとること。